

税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

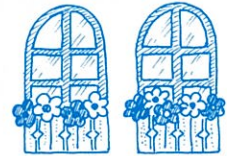
礼儀礼節

新入社員を戦力化するうえで、「礼儀礼節」は必須の武器です。こう語るのは、社員教育コンサルティング会社「新規開拓」の朝倉千恵子社長です。しつけの指針となるのは教育者の故森信三氏の挙げる①挨拶の徹底、②返事の徹底、③後始末の習慣を徹底して叩き込む。「当たり前のことをきちんとできる人が社会で評価されます。それに気持ち良く「はい」と返事ができる人には仕事が集まる。仕事量が増えれば実務スキルは磨かれ、重要な仕事を与えられます。新入社員にとって、まずは「はい」がすべてのスタートなのです」。勿論、報告、連絡、相談は基本中の基本。これも徹底しなければ。IT&家電ビジネス所載。

ヒント

税務 ミニガイド

税理士や弁護士の報酬の領収証（金銭の受取書）には、収入印紙は不要です。これは、税理士や弁護士の行為は一般に営業にあたらなるとされているため、印紙税の非課税文書とされているためです。ただし、税理士法人や弁護士法人の領収証については、非課税文書にはなりません。



紅葉の止滝(秋田)

松浦和夫 / オアシス

振り込め詐欺等は対象外… 雑損控除の改正

□雑損控除

個人が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合やその災害、盗難、横領に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合には、その年の所得の金額から一定の金額を控除することができ、これを雑損控除といいます。

なお、雑損控除は災害、盗難、横領に限定されていますので、詐欺による損失については対象となりません。

□対象外資産

生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれています。

生活に通常必要でない資産とは、①競走馬その他射こう的行為の手段となる動産、②通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家で主として趣味、娯楽または保養の用に供する目的で所有するもの、その他主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産、③生活の用に供する貴金属、書画、こつとうなどの動産で一個または一組の価額が30万円を超えるもの、をいいます。

□控除額

雑損控除として所得金額から控除することができる金額は、次のうちいずれか多い方の金額となります。

- ①損失金額（損害金額＋災害関連支出－保険金などにより補てんされる金額）－（総所得金額等）×10%
- ②損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円

ここで、損害金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の価額（時価）を基にして計算した損害の金額です。

また、災害関連支出の金額には、災害により滅失した住宅、家財などを取壊したり除去したりするために支出した金額などが含まれます。

□対象資産の範囲に関する改正点



○東海道五十三次は、江戸日本橋から京都三条大橋まで平均15日。では、若狭と京都を結ぶ鯖街道はどうか。朝8時に若狭小浜を出発し、夕方近江の朽木谷で休息、夜通し歩いて翌朝9時頃京都出町柳着、その日の昼には鯖が錦市場に並んだ。因みに、イギリスからインドまでは、スエズ運河経由の汽船で17日、それ以前は帆船に乗り喜望峰回りで4か月。



雑損控除の対象とならない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が加えられました。

□損害金額の計算に関する改正

資産について受けた損失の金額は、その資産が家屋等の使用または期間の経過により減価するもの（減価償却資産）である場合には、次に掲げる金額のいずれかを基礎として計算することとされました。

- ①その損失の生じた時の直前における資産の価額（簿価）
- ②その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額（簿価）

なお、上記①と②の選択は、個々の資産ごとに行うことができますので、複数の資産が対象となる場合には、一方の資産は①により計算し、もう一方の資産は②により計算することができます。

□適用関係

これらの改正は、平成26年4月1日以後の災害、盗難、横領により生ずる損失の金額について適用されます。

26年分路線価公表

最高路線価の上昇都市18市へ

相続税や贈与税の算定の基礎となる「平成26年分路線価」が7月1日に全国の国税局・税務署で一斉に公表されました。この路線価図等は、国税庁のホームページにも掲載されており、簡単に閲覧・印刷ができます。

路線価は、自由な土地取引が行われた場合に通常成立すると認められる価格の80%で評価されていると言われています。評価は1月1日時点のもので26年分の路線価は26年1月1日から同年12月31日までの間に相続・贈与により土地等を取得した場合に適用されます。

□都道府県庁所在都市の最高路線価の動き

上昇都市は昨年の7市から18市へと大幅に増え、横ばいだった8市を加えると全体の半分以上を超える都市で上昇に向かっています。

なお、29年連続トップの東京都中央区銀座5

丁目中央通りは9.7%アップの1㎡当たり2,360万円となり、はがき大で約35万円となります。

□下落率の動向

一方で、標準宅地評価基準額の対前年変動率の平均値は6年連続で下落だったものの、その下落幅は一昨年の2.8%、昨年の1.8%、本年の0.7%と縮小傾向にあります。

□来年1月1日以降の相続税改正への影響

今回の路線価の傾向をみると前述のように上昇・横ばいは47都道府県のうち26都市まで増えて、地方圏においても上昇する都市が増え始めています。27年1月1日以降の相続等に適用される相続税改正の影響は、土地等の評価額によって大きく左右されますので制度実施が近づくにつれ、懸念する動きが広がっています。

平成26年分をベースに相続税額をシミュレーションする場合でも相続税の基礎控除額（配偶者と子2人で8,000万円から4,800万円）引下げと、小規模宅地等の居住用宅地等適用面積（240㎡から330㎡）拡大等、その要件を含めて慎重な対応が必要となります。

ナマの税務相談室

Q 今年の夏は格別の暑さでしたが、如何お過ごしでしたか。私は、親戚の甲婦人からI県T市の土地の件で相談され、いろいろ調べましたが埒が明かず、本日参上した次第です。

A お久しぶりです。私も何とか元気で頑張っていますよ。早速、今日のご質問を伺いましょう。

Q T市の土地は甲婦人が亡き夫から二人のご子息と共に相続で取得した土地です。ですが、三人はこちらに住んでおり、約500坪の土地の活用がままならず数年前から不動産業者に売却手配をしています。

ところが、なかなか買手が付かず固定資産税も年間60万円位支払っています。

甲婦人も高齢ですので将来の相続税のことをにらんでどうしたら良いか悩んでいます。先祖からの土地でもあり有効に使って頂けるなら無

償で譲渡したいと考えたりもしています。

低額で譲渡した場合、税法的にいろいろ複雑な問題があると聞いていますが。

A そうですね。税法は課税の公平を大義とし、事実関係の認定問題等法律の背景には素人には計り知れないいろいろなことを想定して立法化されています。良かれと思ってした行為が意に反した結果を生じたりしますので事前に十分検討することが大切です。

個人が法人に時価の2分の1以上の価額で譲渡した場合でも一部の法人株主の株式の価額が増加することがある場合は増加部分に贈与税の課税関係が生じる場合があります。また、購入する法人側も時価に満たない価額は受贈益課税の問題があります。個人は譲渡所得税の課税があります。そして、時価の認定問題があります。基本的には近隣の取引相場が判断基準ですが、不動産鑑定士の鑑定評価なども参考にされます。

ナマの税務相談室

土地の取引は難しい

相続時精算課税の 二重課税、三重課税

相 続時精算課税を適用する場合、受贈者（子）が特定贈与者（親）より先に死亡すると二重課税になる恐れがあり、受贈者が独身、一人っ子で、先に死亡する場合には、三重課税になりかねない、と言われています。

先 の二重課税といわれているケースを検討してみます。受贈者（子）が死亡し、相続時精算課税を利用して（親）から贈与を受けていた財産が、そのまま残って相続財産の一部を構成していたとすると、その次の相続人（孫）にとって先の相続時精算課税贈与財産は本来の相続財産として課税の対象になります。その後贈与者（親）が死亡すると、先に死亡している受贈

者（子）が相続時精算課税で贈与を受けていた財産、すなわち既に（孫）に相続承継されている財産は、（親）の相続税の課税計算上相続財産に加算され課税の対象になります。

親 の相続に際して子が負担する相続税を差し引いた残額を次に孫が相続するのが順当な流れですが、相続時精算課税適用で死亡の順番が逆転すると、相次相続控除の適用がなくなるので、税額的には、二重課税とも言える現象になることがあります。

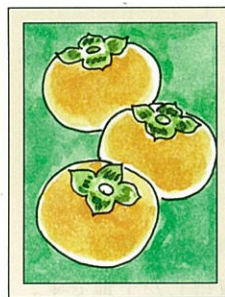
次 に、先の三重課税と言われているケースを検討してみます。受贈者（子）が死亡した場合において、独身だったために、相続人が贈与者（親）だけだったとすると、

親が引き渡した相続時精算課税贈与財産は、贈与した親に相続財産として還流することになります。もし、相続時精算課税贈与に際し贈与税が生じていたとすると、贈与者であった親については、この贈与税は精算されず、払いっ放しになることになっています。その上で、子から親へ還流した財産には通常の相続課税がなされます。

こ の時点で、何もしなかった場合に比して無駄な2度の課税が起きています。

そ の後、（親）が死亡した場合には、先の相続時精算課税贈与財産が再び相続財産を構成するので、3度目の課税が起き、三重課税に近い現象が起きることになります。

こ れらは、稀なケースではありますが、相続時精算課税の長期性に伴うリスクの一つであることは確かなことです。



10月、柿は最も日本人の好む秋の果物です。

「柿を食ひをはるまでわれ幸福に 草城」

柿の種類は多く、一〇〇

〇余もあるそうです。昔はほとんど渋柿だったらしく、酒樽に入れ渋を抜いて樽柿とし、家庭では米櫃などに入れておいても甘くなった。また串柿、ころ柿、吊し柿などにもした。鎌倉時代になって甘柿が現れた。

8日寒露、23日霜降。

才能の差は小さい、
行動の差は大きい、
継続の差はもっと大きい。

（実業家 大嶋啓介）

10月の税務メモ

（国 税）		（地方税）
○9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○9月分個人住民税特別徴収分の納付
○特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）	15日	
○8月決算法人の確定申告	31日	○8月決算法人の確定申告
○27年2月決算法人の中間(予定)申告	〃	○27年2月決算法人の中間(予定)申告
	〃	○個人住民税の普通徴収分第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。